

件 名	愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例
主 管 課	税務課
根拠法令等	離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令 (令和7年3月31日公布、同年4月1日施行)
【制定の概要】 上記省令の施行に伴う適用期限の延長 (略称) ・愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例 半島 ・愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例 原発 ・愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例 離島 令和7年3月31日まで ⇒ 令和9年3月31日まで ・愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例 地域 令和7年3月31日まで ⇒ 令和10年3月31日まで	
施 行 日	公布の日 (令和7年4月1日適用)
【その他参考事項】 ○特別措置の概要 ＊減収額の75%は、地方交付税で措置 1 事業税・不動産取得税の課税免除 (地域・離島) ※地域は不動産取得税のみ (1) 対象区域 地域 県内全域 離島 7市町 (31 島 興居島、睦月島、中島等) (2) 対象業種 地域 全業種 離島 製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、 個人で行う畜産業・水産業・薪炭製造業 (3) 対象設備の取得価額 地域 1億円超 (農林漁業関連業種は、5,000万円超) 離島 資本金等の額に応じ、500万円、1,000万円又は2,000万円以上 (4) 事業税の課税免除の期間 3年間 (個人で行う畜産業・水産業・薪炭製造業は、5年間) (5) 過去5年間の適用実績 地域 不動産取得税 10億1,867万円 (29件) (R2～R6) 2 事業税・不動産取得税の不均一課税 (半島・原発) (1) 対象区域 半島 3市町 (八幡浜市、西予市 (旧三瓶町)、伊方町) 原発 2市町 (八幡浜市 (旧保内町)、伊方町) (2) 対象業種 半島 製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 原発 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ＊製造業以外の業種は、増加雇用者15人超の要件あり (3) 対象設備の取得価額 半島 資本金等の額に応じ、500万円、1,000万円又は2,000万円以上 原発 2,700万円超 (4) 不均一課税の税率 ①事業税 $\left(\begin{array}{l} \text{初年度 通常税率} \times 0.5 \\ \text{2年度 } \text{〃} \quad 0.75 \\ \text{3年度 } \text{〃} \quad 0.875 \end{array} \right)$ ②不動産取得税 通常税率の1/10 $\left(\begin{array}{l} \text{家屋} \quad 0.4\% \\ \text{その敷地である土地} \quad 0.3\% \end{array} \right)$ (5) 適用実績 なし	